

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 店舗名   | （仮称）竹ノ塚駅高架下店舗   |
| 2 | 店舗所在地 | 足立区西竹の塚二丁目1347番地2ほか   |
| 3 | 設置者名  | 東武鉄道株式会社  |
| 4 | 意見聴取者 | 足立区長  |
| 5 | 意見の概要 | 意見なし  |
| 6 | 意見收受日 | 令和6年4月5日  |
| 7 | 縦覧場所  | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）                               |
| 8 | 縦覧期間  | 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 9 | 縦覧時間  | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。                           |

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 店舗名   | アメリカ三和町田根岸店   |
| 2 | 店舗所在地 | 町田市根岸二丁目18番地1   |
| 3 | 設置者名  | 株式会社三和  |
| 4 | 意見聴取者 | 町田市長  |
| 5 | 意見の概要 | 意見なし  |
| 6 | 意見收受日 | 令和6年4月2日  |
| 7 | 縦覧場所  | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）                               |
| 8 | 縦覧期間  | 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 9 | 縦覧時間  | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。                           |

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 店舗名   | 成増名店街ビル       |
| 2 | 店舗所在地 | 板橋区成増二丁目21番2号 |
| 3 | 設置者名  | 株式会社ドン・キホーテ   |
| 4 | 意見聴取者 | 板橋区長          |
| 5 | 意見の概要 | 意見なし          |

- 6 意見收受日 令和6年4月4日
- 7 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 8 縦覧期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 9 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- 1 店舗名 池袋グローブ
- 2 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目21番4号
- 3 設置者名 フロンティア不動産投資法人
- 4 意見聴取者 豊島区長
- 5 意見の概要 意見なし
- 6 意見收受日 令和6年4月15日
- 7 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 8 縦覧期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 9 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- 1 店舗名 池袋スクエア
- 2 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目14番1号
- 3 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 4 意見聴取者 豊島区長
- 5 意見の概要 意見なし
- 6 意見收受日 令和6年4月15日
- 7 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 8 縦覧期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 9 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。